

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項並びに荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年荒川区条例第25号。以下「条例」という。）第18条及び荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年荒川区規則第8号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、令和8年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり告示する。

令和8年4月1日

荒川区長 滝口 学

令和8年度 荒川区一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域

荒川区（以下「区」という。）全域

2 一般廃棄物の年間の処理量見込み

（1）家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理量 75,546トン

区分	種別	処理量
家庭廃棄物	燃やすごみ	51,153トン
	燃やさないごみ	2,362トン
	資源	11,059トン
	粗大ごみ	1,436トン
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	9,174トン
	燃やさないごみ	241トン
	資源	121トン

（2）し尿 245.14キロリットル

区分	処理量
し尿（事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く）	0キロリットル
事業活動に伴って生じたし尿	89.64キロリットル
浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥	155.50キロリットル

（3）動物死体 200頭

3 一般廃棄物の発生抑制のための方策に関する事項

- (1) 資源回収の実施
- (2) 事業系ごみの減量のための指導
- (3) 区民に対するごみ減量のための指導
- (4) ごみ減量とリサイクルの推進のための普及啓発の実施

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

別表のとおり

5 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

法第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和3年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ①一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に荒川区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合
- ②令和2年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

あらかわりサイクルセンターは、資源循環型社会構築のための活動拠点として平成28年度に竣工した新しい施設であり、利用者の利便性に配慮し、施設の機能・性能の保全に努めながら、大規模改修及び修繕を計画的に推進していく。

【別表】

(1) ごみ、資源

区分	種別	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	燃やすごみ	区が原則として週2回収集する。 在宅医療廃棄物については処方・購入された医療機関や薬局で受入できない場合などに、区が指定する場所で収集する。	自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都が設置管理する埋立処分場に埋立処分する。 在宅医療廃棄物については区が委託する民間事業者において、焼却処分する。	<p>1 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源（集団回収により回収される集団回収対象物を除く）に分別し、あらかじめ定められたごみ集積所へ、それぞれの収集日時に、規則第12条第1項に定める基準に適合した容器に収納して持ち出す。ごみの排出にあたって容器の持ち出しが困難である場合には、規則第12条第2項の基準に適合した袋による持ち出しを認める。また、在宅医療廃棄物は、原則として処方・購入された医療機関や薬局へ持ち出す。処方・購入された医療機関や薬局で受入できない場合などに、区が指定する場所へ持ち出す。</p> <p>2 集団回収により回収される集団回収対象物は、品目ごとに分別し、あらかじめ定められた資源回収拠点へ持ち出す。</p> <p>3 資源のうち、古紙、古布、びん、缶、発泡スチロール製食品用トレイ、ペットボトル及びプラスチックのごみ集積所又は資源回収拠点への持ち出し方法等は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)古紙は種類別にひも等で束ねる。</p> <p>(2)古布については、洗濯し、乾かしたうえで、中身の見えるビニール袋に入れて古布と表示する。</p> <p>(3)びん、缶、発泡スチロール製食品用トレイ、ペットボトル及びプラスチックは洗浄し、資源の専用容器（回収用コンテナ等）へ持ち出す。</p> <p>4 資源のうち、家庭廃棄物である使用済小型家電、中型家電、廃食油、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計及び小型充電式電池の拠点回収場所への持ち出し方法等は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)使用済小型家電（携帯電話（スマートフォン・タブレット端末含む※タブレットPCは除く）、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、電子辞書、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、電卓、ACアダプタ、ポータブルカーナビをいう）は、電池</p>
	燃やさないごみ	区が原則として月2回収集する。		原則として、再生利用可能な資源として処分する。 また、東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都が設置管理する埋立処分場に埋立処分する。	
	資源 （再生利用を目的として分別して回収する、古紙、古布、びん、缶、発泡スチロール製食品用トレイ、ペットボトル及びプラスチックは、区が原則として週1回収集する。	ごみ集積所に置かれた古紙、古布、びん、缶、発泡スチロール製食品用トレイ、ペットボトル及びプラスチックは、区が原則として週1回収集する。		区が設置する中間処理施設または民間事業者において中間処理後、再資源化事業者において再生利用可能な資源として処分する。	

	トボトル、プラスチック製容器包装及び製品プラスチック（以下「プラスチック」という。）、使用済小型家電、中型家電、廃食油、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、小型充電式電池をいう）	<p>※プラスチックは区が指定するごみ集積所のみ</p> <p>集団回収では、リサイクル推進団体が委託をした集団回収事業者が回収する。（集団回収対象物）</p> <p>区が公共施設等での拠点回収を行う。（使用済小型家電、中型家電、廃食油、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、小型充電式電池）</p>		<p>区が公共施設等の拠点回収場所で回収後、再資源化施設等において再生利用可能な資源として処分する。</p>	<p>やメモリーカード等を取り除いた状態にし、拠点回収場所に備え付けの回収ボックスに入れる。</p> <p>(2) 中型家電（1辺の長さが概ね50センチメートルを超えない電気コード付のもの。一部除外品あり。年間持込限度数あり）は事前予約を行ったうえ、拠点回収場所に持ち込み、職員に本人確認証を提示する。</p> <p>(3) 廃食油は、天かす等を取り除き、ペットボトル等に入れる。</p> <p>(4) 蛍光管は、ケースに入れた状態で、割れないようにする。</p> <p>(5) 水銀体温計・水銀血圧計は、ケース等に入れた状態にする。</p> <p>(6) 小型充電式電池は、発火事故を防ぐため端子部分に絶縁テープを貼る。また、小型充電式電池内蔵製品は30センチメートルを超えないもの。</p> <p>※ただし、使用済小型家電、蛍光管、水銀体温計及び水銀血圧計は、拠点回収場所への持ち込みが困難なときは、不燃ごみとしてごみ集積所へ持ち出すことを認める。</p>
	粗大ごみ	区民の申請に基づき区が収集する。		<p>原則として、東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都が設置管理する埋立処分場に埋立処分する。また、再生利用可能な資源として処分する。</p>	<p>1 粗大ごみ受付センターに申請し、定められた日に、条例第36条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して排出する。なお、粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）は除去する。</p> <p>2 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づくパーソナルコンピュータは、製造事業者等が適正に回収してリサイクルができるよう、定められた排出方法等に従う。</p> <p>3 中型家電については、粗大ごみの対象品目となっているが、一定の条件（1辺の長さが概ね50センチメートルを超えない電気コード付のもの。一部除外品あり。年間持込限度数あり）を満たせば、資源として排出することも可能である。</p>
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で処理するもののほかは、埋立処分し、又は、中間処理した後、埋立処分する。	1 区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源（古紙に限る）等、前述の家庭廃棄物の排出方法に準じて分別し、条例第37条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。
	燃やさないごみ	事業者が自らの責任で行う			

		もののほかは、区が原則として月2回収集する。			2 排出にあたって事業者は、集積所及び条例第25条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。 3 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、区長が指定する処理施設を利用して処分する場合は、燃やすごみと燃やさないごみに分別するなど区及び当該施設の指示によること。 4 区が収集する事業系の資源については、少量に限り登録のうえ、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 5 資源（古紙）は、種類別にひも等で束ねること。新聞、雑誌、雑がみ、ダンボールの種類ごとにひも等で束ねること。また、びん、缶、ペットボトルは洗浄し、規則第12条第2項の基準に適合した袋により持ち出すこと。 6 条例第21条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
資源		事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として週1回収する。		事業者が自らの責任で処理するもののほかは、再生利用が可能な資源として、売却等により処分する。	
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて区が収集する。	自動車による。	原則として、中間処理した後、埋立処分する。	燃やすごみ、燃やさないごみに分別し、条例第37条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。なお、排出にあたって事業者は、条例第25条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。	

備考

- 「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」とは、法第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時雇用する従業員の数が20人以下又は一事業者あたりの平均排出日量が50キログラム未満の事業者から排出されるものをいう。
- 荒川区環境清掃部において、ごみ集積所及び集団回収による資源回収拠点を記載した台帳等を備え、請求があった場合には閲覧に供する。

(2) し尿、浄化槽汚泥

区分	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿（事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピットの汚泥を除く）	-	-	-	-

事業活動に伴って生じたし尿	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集し、吸い上げ自動車等で運搬する。	一般廃棄物処分業の許可を受けた者が処分する。	1 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 2 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥		東京二十三区清掃一部事務組合が管理する品川清掃作業所において、下水道放流により処分する。	

(3) 動物死体

区分	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うものの他は、申請により区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものの他は、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものの他は、火葬により処分する。	区に収集を依頼する場合は、規則第13条に定める動物死体届出書により、区長へ申請する。また、収集、運搬及び処分に困難を生じないよう区の指示による。